

福智町臨時特別

福智町に住むすべてのかたへ給付します!

本 型コロナ感染拡大防止のため緊急事態宣言が延長される中、福智町は感染対策を留意しつつ迅速かつ的確に住民の皆さまのコロナ禍における生活を支援するため、「臨時特別定額給付金」の支給を決 定しました。詳細は下記を確認いただくか、担当課へお問い合わせください。 問 役場総務課 ☎ 22 - 0555

◆ 給付対象者

基準日(令和3年1月1日)において「福智町住民基本台帳」に記録されている人

◆ 給付金を受け取るかた(受給権者)

給付対象の属する世帯の世帯主

※ 基準日以降に該当世帯主が死亡した場合、他に世帯構成者がいるときは、新たに該当世帯主になった人

◆ 申請及び申請方法

原則、必要ありません。

ただし、下記のように申請が必要なかたには、別途申請書をお送りします。 申請書に必要事項を明記し、令和3年3月10日 永 までにお手続きください。

- ① 令和2年4月28日以降に福智町に世帯主が転入した世帯
- ② 世帯分離などにより世帯主が変更した家庭 / ③ 前回の申請で世帯員以外の口座を指定した世帯など

◆ 給付金の受取方法

感染防止の観点から、原則、前回実施(令和2年)の特別定額給付金の給付口座へ給付します。

ただし、給付口座の変更を行う場合は、役場窓口(本庁1階・総務課特別窓口)での申請が必要です。 なお、給付口座を変更する場合は、令和3年3月10日 図までに窓口にて変更申請をお願いします。 ※振込口座がない場合は、現金による給付が可能ですが、手続に時間を要すため、給付時期が大幅に 遅れてしまうことをご了承ください。

▶ 給付金予定日

初回の振込予定日 3月19日 金 ※初回に振込できなかった場合は、4月以降に振込みます。

詳細は、福智町公式HPから http://www.town.fukuchi.lg.jp/

福智町臨時特別定額給付金



